

持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案 (SDGs 基本法案) 概要

【背景・趣旨】

- ・ 貧困、感染症、気候変動、紛争等の問題は、一国のみならず世界全体に影響を及ぼす地球規模の課題
- ・ 2015年9月25日の国際連合総会で持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、その中で持続可能な開発のための17の目標が掲げられた。これらの目標は、経済・社会の発展と環境の保全を統合的に推進して、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の普遍的な目標である。
- ・ 我が国では、これらの目標の達成に向けた取組が進められてきたが、いまだ取組が不十分である。
- ・ 基本的人権の尊重・社会的包摂の理念にのっとり、社会的に弱い立場に置かれた者の視点に立って取組を進め、誰一人取り残されない持続可能な社会を実現し、より良い未来の創造に貢献する。



持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた「持続可能な開発の目標」の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定める。

1 基本原則

- ①国内における取組の推進及び国際的な連携の確保・国際協力の推進のいずれもが不可欠であり、これらが相互に密接な関連を有することに鑑み、これらが一体的に行われるようにする。
- ②社会的に弱い立場に置かれた者を含む全ての人々が、年齢、性別、障害の有無等によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会の実現が図られるようにする。
- ③経済、社会、環境等に関する諸施策の有機的な連携が図られるようにする。
- ④国民、事業者、民間の団体等の社会を構成する多様な主体が持続可能な開発の目標の達成に向けた取組に参画することができる機会の充実が図られるようにする。
- ⑤持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の策定過程・実施状況の透明性の確保が図られるようにする。

2 責務 国・地方公共団体・事業者の責務について規定

3 法制上の措置等、年次報告

4 基本方針等

- ・ 政府は、基本方針（具体的な目標を含む。）を定めなければならない。
- ・ 都道府県・市町村は、都道府県方針・市町村方針を定めることができる。

5 基本的施策

- ①個別の施策の策定・実施に当たって、持続可能な開発の目標の達成に与える影響を評価
- ②持続可能な開発の目標の達成の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための措置
- ③事業者による人権に配慮した事業活動の実施その他の持続可能な開発の目標の達成に資する事業者の取組を促進するための措置
- ④持続可能な開発の目標の達成に向けた活動を行う民間の団体を支援するための措置
- ⑤政府開発援助の充実等の持続可能な開発の目標の達成に向けた国際的な連携の確保・国際協力の推進
- ⑥多様な民意の反映、公正性・透明性の確保
- ⑦持続可能な開発の目標の達成状況について評価を行い、その結果を施策に反映

6 持続可能な開発目標達成推進本部

- ・ 内閣に持続可能な開発目標達成推進本部を設置。本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官・外務大臣・持続可能な開発目標達成推進担当大臣、本部員はその他の国务大臣
- ・ 本部の事務は、基本方針の案の作成・実施の推進、持続可能な開発の目標の達成状況の評価等

<持続可能な開発目標達成推進会議>

- ・ 本部に持続可能な開発目標達成推進会議を設置。委員は、関係団体の代表者、学識経験者等
- ・ 推進会議の事務は、本部が、基本方針の案を作成しようとするとき、持続可能な開発の目標の達成状況について評価を行おうとするときに意見を述べること

7 検討

政府は、2030年までに、持続可能な社会の実現のための取組に関する国際的動向等を勘案し、2031年以降の持続可能な社会の実現に向けた施策の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。